



昭 和

青空と緑と産業の町

7 月 号

さあ夏本番！



目次 CONTENTS

- 気をつけて！振り込め詐欺…………… P2~3
- まちづくり自主活動グループ活動報告…………… P4~5
- 国保だより…………… P6~7
- 各種お知らせ…………… P8~12
(暴力団排除条例施行、職員採用試験案内ほか)
- 人権擁護委員表彰ほか…………… P13
- まちのわだい…………… P14~15
- 各種たより (教育昭和、社協だよりほか) …… P16~23
- 暮らしの情報／短歌／スポーツ少年団紹介 P24~27

まちの動き

6月1日現在 (前月比)

人	□	17,728人 (+14)
男		9,045人 (+3)
女		8,683人 (+11)
世帯数		7,299戸 (+6)

2012
No.417

Public Relations Showa
平成24年7月1日発行

町の鳥 = ひばり 町の花 = れんげ 町の木 = 乙女椿

気をつけて！振り込め詐欺

昭和町でも「振り込め詐欺」の被害が発生！

全国的に発生している「振り込め詐欺」の被害は後を絶たず、平成23年度の振り込め詐欺の警察庁認知件数は6,233件で、実質被害額は127億円以上ののぼります。

5月15日(火)、昭和町内のご家庭でも「振り込め詐欺」の被害がありました。役場職員を名乗る男から電話があり、「医療費の還付金があるのので口座番号を教えてください」と話し、銀行のATM(現金自動預け払い機)でお金を振り込ませたものです。ATMでは、自分の預金口座から相手の預金口座へお金を送金する「振込」操作ができますが、相手から送金してもらおう機能はありません。今回の被害では、「振込」で相手に送金する金額を入力する際、「暗証番号」だと偽って送金額を入力させ、お金を騙し取ったそうです。また、被害はありませんでしたが、町内の他の家庭にも、同じような不審な電話がありました。

全国的に急増し、本町でも被害の出ている「振り込め詐欺」について特集します。



主な振り込め詐欺の手口

ひとくちに「振り込め詐欺」といっても、その手口は様々です。代表的な振り込め詐欺の手口を紹介します。

●オレオレ詐欺

息子や孫になりすまして「オレオレ、俺だよ」と電話をかけてきた手口から「オレオレ詐欺」と呼ばれるようになりました。まず、「携帯電話番号が変わった」と言いつつ犯人の電話番号を息子な

どの電話番号として登録させ、後で再び電話をして「友人の借金の保証人になってしまった」「会社のお金を使い込んでしまった」などと言い、お金を振り込ませます。

最近では、お金を振り込ませずに、自宅にお金を受け取りに来たり、郵便などで送金するように要求する手口もあります。

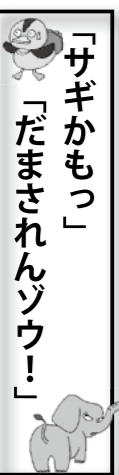
★「電話番号が変わった」という電話は詐欺です！

「自分は大丈夫！」 と思っ ていませんか？

ニュースや新聞で、毎日のように振り込め詐欺の被害が報道されていても、「自分は大丈夫！」と、どこかで思っ
ていませんか。

振り込め詐欺の犯人は、巧妙な手段であなたを騙します。「自分は大丈夫！」と思っ
ている人でも、「車で人をひいてしまった。今すぐ、示談金が必要なんだ！」「役場ですが、医療費の還付が出
来なかったの
で口座番号を教えてくださいませんか？」などといわれたら、「本当かも？」と思っ
てしまいませんか。

振り込め詐欺は、私たちが「本当かも？」と思っ
てしまうような巧みな言葉で騙そうとしてきます。また、「すぐにお金が必要」などといっ
て焦らせた
り、動揺させて正常な判断が出来ない
ようにして騙します。振り込め詐欺は、誰も
が騙される可能性があります。



その電話・・・「サギかもっ」

本
当に息子さんやお孫さんがお金を必要とする
こともあるでしょう。でも、ちよつと待っ
てください！あなたの家

●還付金等詐欺

役場や税務署、社会保険事務所などの職員を装い、あたかも医療費や税金等の還付金の手続きであるかのように偽っ
て、ATMを操作させてお金を振り込ませます。



▲ATM 操作画面のイメージ

ATMでの振込操作が、自分
に対する入金であるかのように錯覚させ、知ら
ず知らずのうち

族が電話一本で、「今すぐ数百万円を用意して」なんて頼んでくるでしょうか。お金を要求されたり、お金をくれるという話があつたら、すぐに振り込まず、一呼吸置
いて、家族や信
頼の出来る人、警察や役場に相談してください。

「おやつ？」と思っ たら

もしも、振り込め詐欺の被害に遭っ
てしまったと思っ
たら、すぐに振込先の金融機関に連絡し、口座の凍結を求
めてください。また、少しでも不審に思っ
たら、家族や信
頼できる人に相談し、警察へ通報してください。
町でも、毎月第2金曜日
に、消費生活相談員による無料相談を行っ
ていますので、お気軽にご相談ください。

- ▼山梨県警察総合相談室 02333-91110
- ▼振り込め詐欺メール110番 furikome110@pref.yamanashi.jp
- ▼消費生活無料相談 毎月第2金曜日 午前10時～正午 中央公民館にて



に振込手続きをさせられてしまいます。今回、昭和町で発生した振り込め詐欺も、このパターンの詐欺になります。※町から、医療費等の還付のお知らせをする場合、ATMで操作させたり、事前にお金を用意させることは絶対
にありません。

★ATMへ誘導されたら詐欺です！



裁判所や架空の債権回収会社などを装い、身に覚えのないインターネットの利用料の請求や、消費者金融の債権回収などとして、郵便や電子メールで

●架空請求詐欺

「しょうわ安全・安心マップ」 もご覧ください

昭和町ホームページにある「しょうわ安全・安心マップ」で、随時、振り込め詐欺や悪徳商法に関する情報を公開しています。

また、あらかじめ携帯電話からスマートフォン
のメールアドレスを登録しておくと、新しい情報が掲載されるとメールでお知らせします。

【URL】 http://www.town.showa.yamanashi.jp/safe_map/

この三次元バーコードを携帯電話で読み込むと、「会員登録」画面が表示されます。



パソコンからのメール受信・拒否設定をしている場合、登録確認メールが届きません。ドメイン指定受信で「town.showa.yamanashi.jp」からのメールを受信できるようにご設定ください
※ドメインとはインターネット上でコンピュータやネットワークを識別する名前のこと

問い合わせ 企画財政課 企画情報係 (0275) 8154

まちづくり自主活動グループ

「人と環境すっきりしようわ」の活動を紹介します

「人と環境すっきりしようわ(杉浦亙会長)」は、平成17年2月、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』の中から、2年間の任期を終えたあとも、まちづくり活動を続けたい有志が集まり、平成19年8月設立したグループです。



▲すっきりしようわメンバー
広報しようわ 7月号 4

人と環境

すっきりしようわの活動

メンバーは19人。昭和町を愛し、会の名のとおり、何事もすっきりと美しくしたい仲間が集まりです。

「助け合いの精神が人を幸せにする」という考えのもと、農業振興、ひとつづつ環境美化、地球温暖化防止活動、緑化推進などの活動を進めながら、「人と人」「人と自然に在るもの」の助け合いを促進し、誰もが住み続けたい夢のあるまちをつくることを目的に活動をしています。活動は気張らずに「できるひとが、できるときに、できることを」実践しています。

主な活動は、①荒廃農地を守る活動、②地球温暖化防止活動、③バイオディーゼル燃料を普及する活動、④河川等の環境美化活動、です。
また、米をつくり、花を植え、野菜を育てることを通して、環境問題や子供

たちの教育に取り組んでいます。

毎年、10月に開催される「昭和町ふるさとふれあい祭り」にもボランティアとして参加し、環境美化、地球温暖化防止活動の一環として、「手作りマイバッグコーナー」や、地球温暖化クイズ、菜の花の種の無料配布などの、啓発活動を行っています。また、昨年4月29日の「昭和の日」に開催されている環境イベント「エコしようわ」にも参加しています。

「人と環境すっきりしようわ」は、平成17年2月、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』の中から、2年間の任期を終えたあとも、まちづくり活動を続けたい有志が集まり、平成19年8月設立したグループです。



▲ふれあい祭り

花を咲かせて心をいやす 緑を増やして地球をいやす

昨年は、私たちの活動拠点となっている遊休農地(昭和町上河東地区)に、第2上河東保育園の子供たちと一緒にさつまいもを植え、収穫の喜びを味わいました。また、常永小学校児童の農業体験や、酒米「山田錦」の育成に山梨県で初めて取り組み、昭和町ブランド開発にも挑戦しています。



▲酒米山田錦お田植え

100%昭和町産
山田錦のお酒

町民と行政の 協働のまちづくり

会では、町の農業振興や地球温暖化防止活動施策に協力し、町民と行政との協働のまちづくりを推進しています。町や町議会、区長会の後援による環境講演会や緑のカーテンを普及させる活動も積極的に進めています。

7月7日は、バイオディーゼルネットワーク山梨主催の廃食油回収キャラバンを町と共に応援し、昭和町役場前で回収作業をいたします。皆さんも、使わなくなった廃食油は、流し台に捨てずに、当日お持ちください。



▲廃食油回収キャラバン

この指とまれ!

町では、現在第3次行財政改革の一環として、地域力向上や地域の活性化を図る取り組みを推進しています。「すっきりしようわ」の活動に関心のある方や、自主的なまちづくり活動を行いたい方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

総務課 (☎275-8153)



はいしょくゆ 廃食油回収キャラバン

廃食油の再利用を進めよう!



今、使用済み天ぷら油が廃棄物として処理されている中で、廃棄物の再利用として、廃食油を再使用して、バイオディーゼル燃料(ディーゼル車輛の軽油代替燃料)として利用する取り組みが広がっています。
今年も、昭和町役場ほか県内10カ所で「廃食油」や「賞味期限切れ天ぷら油」の回収を行いますので、お近くの会場にお持ちください。

《廃食油回収キャラバン日程》

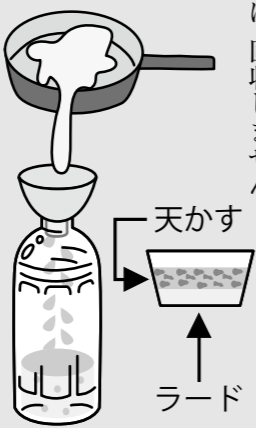
日時：7月7日(土)
午前11時～正午

場所：昭和町役場玄関前

※他の県内の回収場所は、「パルシステム山梨」ホームページに随時掲載していきますのでご覧ください
(<http://www.palssystem-yamanashi.coop/>)

《回収できる油》

回収する油は、家庭用で使用済みになった天ぷら油(廃食油)と賞味期限切れの天ぷら油です。業務用の油は、回収しません。



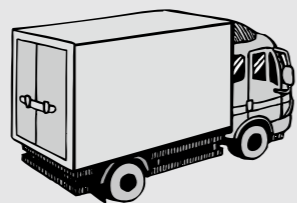
- ☆使用済み天ぷら油は、ペットボトルなどの容器に保管しお持ちください。
- ☆会場によっては、廃食油をポリタンクに移す場合がありますので、その場合は、空容器をお持ち帰りください。
- ☆リードや天カスは取り除いてお持ちください。



- ☆賞味期限切れの天ぷら油は、そのままの容器でお持ちください。
- ☆回収時に発生する外箱はお持ち帰りをお願いします。

《当日の予定》

廃食油の回収、バイオディーゼル燃料給油車輛の展示、廃食油再利用に関する説明を行います。
(一部の会場では、説明のみになる場合もあります)



主催：バイオディーゼルネットワークやまなし
連絡先：事務局 田中

055-243-6327
(パルシステム山梨内)

後援：人と環境すっきりしようわ
昭和町

国保だより

国民健康保険
加入世帯 2,735世帯
被保険者 4,984人
平成24年5月末現在



お問い合わせ先
町民窓口課
☎ 275-8264

平成24年度の国民健康保険税が決定します

○7月は国民健康保険税の決定(本算定)月です

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の皆さんの平成23年中の所得が確定する7月に、1年間分の保険税額を計算して決定(本算定)します。

○国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、①医療費の支出に充てる「医療保険分」、②後期高齢者(長寿)医療制度に充てる「後期高齢者支援金分」、③介護納付金に充てる「介護保険分」(40歳から64歳まで

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分
所得割額	5.5%	1.3%	1.2%
資産割額	23.0%	9.0%	5.7%
被保険者均等割額	25,700円	8,700円	8,000円
世帯別平等割額	25,300円	7,500円	5,500円

各世帯の国民健康保険税額が決まったら、町から7月中旬に納税通知書をお送りします。皆さんから納めていただく保険税は、国からの補助金と合わせて国民健康保険の医療費や後期高齢者支援金などに使われますが、国からの補助金があっても医療費の増加とともに、保険税の負担も増えていきます。保険税は、国民健康保険制度を運営していくうえで、とても大切な財源ですので、必ず期限内に納入してください。

○あなたのご家庭の国民健康保険税額を計算してみましょう

国民健康保険税額は、加入者のご家庭の状況により異なります。

次の計算式の□に、あなたのご家庭の国保加入者の所得の合計額、固定資産税額、国保加入者数をあてはめて計算できます。

なお、この計算式により算定された国保税の額から、既に納めていただいている4・5・6月の仮算定額を引いた金額を、7月以降、9回の納期で納めていただくこととなります。

- 計算表は医療保険分の計算例です。後期高齢者支援金分・介護保険分の算出は、それぞれの税率等(上表)に置き換えて計算してください。(介護保険分の計算は、40歳～64歳の方のみの所得・固定資産税額・人数となります)
- 保険税は各世帯単位で決められます
- 医療保険分、後期高齢者支援金分は国保加入者のいる世帯すべてに、介護保険分は40歳～64歳の国保加入者のいる世帯に課税されます
- 保険税の限度額は、医療保険分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護保険分12万円です。

後期高齢者医療制度のお知らせ

新しい保険証を交付します

7月は保険証の更新の月です



有効期限が平成25年7月31日までの新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されます。新しい「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」は薄桃色です。被保険者の皆様のお手元には7月下旬には簡易書留にて郵送され、お手元に届いた日から使えます。現在お使いの保険証は、8月以降は使えません。古い保険証は、個人情報記載されていますので、裁断するなどして廃棄してください。

○後期高齢者医療の保険料と納付方法について

7月に、今年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。高齢者医療保険料は、前年の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて、下の図の方法で算定されます。4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた

納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

保険料の算定方法
(24年度より保険料率が改定になります)

均等割額 39,670円

+

所得割額
(所得-33万)×7.86%

||

年間の保険料
(限度額55万)

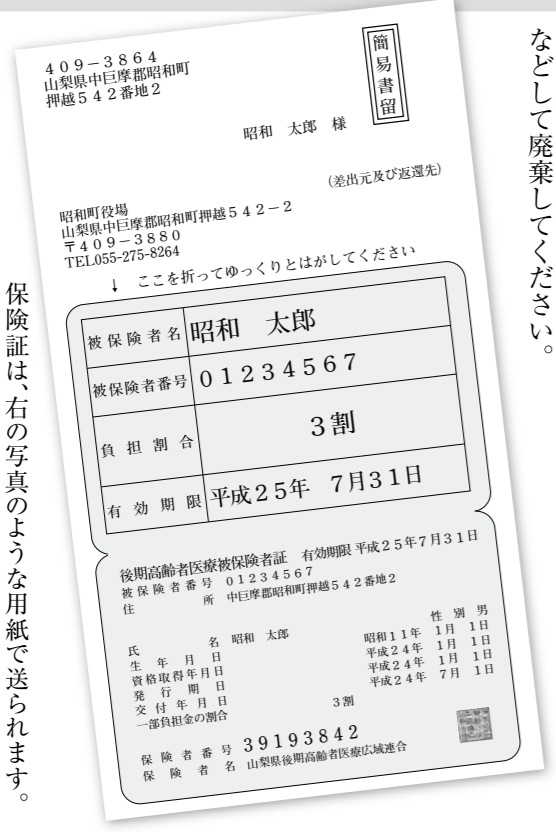
納付方法の種類について

【特別徴収】(年金天引)

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

【普通徴収】(納付書納付・口座振替)

普通徴収の方は、一年間の保険料を7月～翌年2月の8回で納めていただきます。口座振替の方は、7月中旬に保険料決定通知書を送付します。納付書納付の方は、保険料決定通知書と納付書を送付しますので、期限までに納付をお願いします。



保険証は、右の写真のような用紙で送られます。お手元に届いたら、薄桃色の保険証の部分で、ゆっくり剥がしてご利用ください。

～保険料には軽減措置があります～

保険料の「均等割額」は一人ひとりに一律に賦課されますが、特に所得の低い世帯の方には次の軽減措置があります。

軽減割合	同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額	軽減後の均等割額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)を超えない世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)」の世帯	3,967円
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」を超えない世帯	5,950円
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24万5千円×世帯の被保険者の人数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	19,835円
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	31,736円

※公的年金を受給されている65歳以上の方は判定時に15万円が控除されます。

～その他の軽減措置～

「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

後期高齢者医療保険に加入される前日に社会保険の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。
※国民健康保険は対象外です。

(1) 所得割額 … 所得に応じて計算

(総所得金額 円 - 保険税基礎控除 330,000円) × 税率 5.5% = 円

(2) 資産割額 … 資産に応じて計算

固定資産税額 円 × 税率 23.0% = 円

(3) 均等割額 … 加入者に応じて計算

国民健康保険加入者数 円 × 1人あたりの金額 25,700円 = 円

(4) 平等割額 … 1世帯あたりの金額

1世帯あたりの金額 25,300円 = 円

医療保険分 合計 (1) + (2) + (3) + (4) = 円

平成24年4月1日より 「昭和町暴力団排除条例」が施行されました

山梨県では、平成23年4月1日から「山梨県暴力団排除条例」を施行しています。昭和町でも、安全で安心な町民生活の確保と、健全な社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除に関する基本理念、町の役割、町民・事業者の皆さんの役割等を定めた「昭和町暴力団排除条例」を定め、平成24年4月1日から施行しました。

町、町民、事業者が「一丸」となり、暴力団のいない安全で安心な昭和町の実現を目指しましょう。

○暴力団排除に関する基本的な考え方

基本理念

暴力団が町民生活及び町内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識し、町、町民、事業者が連携して一丸となり、次の4項目を基本として、暴力団排除を推進します。

- 「暴力団を恐れない」
- 「暴力団に資金を提供しない」
- 「暴力団を利用しない」
- 「暴力団事務所を開設させない」



○町・町民・事業者の責務

町の役割

町は、町民、事業者、関係機関及び関係団体と連携・協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

町民の役割

町民は、暴力団排除のための活動を自主的に取り組み、町の暴力団排除施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

事業者は、事業に関して、暴力団との一切の関係を遮断するように努め、町の暴力団排除施策に協力します。

○町が実施する措置

町の事務・事業での措置

町の工事や事務・事業などで、暴力団が利益を得ないよう、暴力団や構成員、これらと密接に関係する者を、町の入札に参加させないなどの措置を講じます。

町民・事業者に対する支援

町民・事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に相互連携を図りながら取り組めるよう、情報提供やその他の必要な支援を行います。

お祭り等における措置

お祭り、花火大会などで、露店・屋台等の出店者が暴力団員等であることが分かった場合、出店させない等の措置を講じます。

○暴力団排除のための禁止事項

暴力団の威力を利用することの禁止

町民が債権の回収や紛争の解決などで暴力団の威力を利用することを禁止します。

暴力団への利益供与の禁止

町民が暴力団員等に金品などの利益を供与することを禁止します。

問い合わせ

企画財政課 行政係
☎27518154
FAX27512109

暴力団に関する相談

山梨県暴力団追放運動推進センター
(甲府市丸の内一丁目5番4号
恩賜林記念館内 ☎22715420)

外国人住民にも日本人と同じく

「住民基本台帳法」が適用されます

平成24年7月9日から

外国人住民の住民基本台帳制度が始まります

《外国人登録法は廃止になります》

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。

この法律が施行されるのは、平成24年7月9日です。同時に外国人登録法は廃止になります。



制度改正のポイント

*外国人住民の方の利便性が向上します。

(1) 日本人と同様に、外国人の方についても世帯ごとの住民票が編成されます。

これにより、日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)が、発行可能になります。

(2) 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入

国管理局と市町村の両方に届出が必要でしたが、地方入国管理局への届出のみで済むようになります。

注意点

*現在外国人登録されている方について

・個別に通知等で制度変更のご案内をしています。万が一、町からの通知等が届いていない方は、役場町民窓口課までご連絡ください。

*法施行後に国内で住所を変更

する外国人について

・転出の際、日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。

・住所変更の際、在留カード又は特別永住者証明書、みなし在留カードまたはみなし特別永住者証明書(外国人登録証明書)のいずれかが必要です。

問い合わせ

町民係 ☎27518264

金婚祝金制度を

ご利用ください

金婚祝金制度は、金婚を迎えるお二人の長寿をお祝いするとともに、長年にわたり夫婦で協力し合いながら社会に貢献されていることに感謝し、その労をねぎらうことを目的に「祝金(6万円)」と「記念写真撮影引換券」を贈る制度です。

制度の利用には、事前の手続きが必要となります。対象となるご夫婦は、福祉課長寿社会係(総合会館内)で、手続きをお願いします。お二人の金婚のお祝いに、是非ご利用ください。

【対象者】

昭和37年4月1日から昭和38年3月31日までに「婚姻届」を提出されたご夫婦で、次の要件を満たす方

- ・「金婚記念日」以前から引き続き10年以上の住民登録があること
- ・町内在住者で、戸籍記載事項に基づき結婚50年を迎えたご夫婦であること

【必要書類】

戸籍謄本1通をお持ちください

【祝金支給予定日】

- ・4月～9月で結婚50年を経過した方は11月支給
- ・10月～3月で結婚50年を経過した方は3月支給

問い合わせ

福祉課 長寿社会係 ☎27518784



平成24年度

昭和町職員採用試験案内

平成24年度の昭和町職員(一般行政職)採用にあたり、採用試験を次のとおり実施します。採用者は、平成25年4月から勤務の予定です。

- ◆ 申込方法
 - 受付期間 7月17日(火)から8月7日(火)まで
 - 郵送もしくはは役場総務課窓口にて受付
 - (受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

- ◆ 試験内容
 - 第一次試験
 - 日 時 9月16日(日)午前9時～
 - 場 所 山梨学院大学(甲府市酒折2-1-4-5)
 - 試験内容 教養試験(択一式)、事務適性検査、一般性格診断検査
 - 第二次試験
 - 日 時 11月5日(月)
 - 場 所 昭和町役場
 - 試験内容 論述試験(記述式)、口述試験(面接)

◆ 採用職種及び採用予定人員等

職種	区分	受験資格	住所要件	採用予定者数
事務職	I	昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方及び卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方	受験者本人または保護者(親)が平成24年4月1日以前から引き続き昭和町に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること	若干名
	II	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、高校を卒業した方及び卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方		

◆ 問い合わせ
総務課 総務係 ☎275-8153



平成24年度

甲府地区消防職員採用試験案内

◆ 第1次試験日・試験会場
第1次試験日 平成24年8月4日(土)
試験会場 山梨県立大学 池田キャンパス
甲府市池田一丁目6番1号

◆ 受験申込書の配布・申込
1 受験申込書

配布期間 平成24年6月18日(月)～平成24年7月13日(金)
配布場所 昭和町役場、甲府市・甲斐市・中央市・西各消防署
甲府地区消防本部、中央・南・西各消防署
甲府地区消防本部人事課にて、郵送を希望する旨を明記した封筒に、返信用封筒(A4用・送付先記入・120円切手貼付)を同封してください。到着次第、返送いたします。

2 申込手続

受付期間 6月29日(金)～7月13日(金)
(平日午前9時～午後5時)
受付場所 甲府地区消防本部人事課
(甲府市伊勢三丁目8番23号)
※ 申込書の受付は、土・日曜日を除きます。

◆ 試験区分・人員・受験資格など

試験区分・人員	受験資格	
	高等学校	平成3年4月2日以降に生まれた方
短期大学・専修学校	平成元年4月2日以降に生まれた方	
大学	昭和62年4月2日以降に生まれた方	
消防吏員(消防士)14名程度	平成24年7月13日以前から甲府市、甲斐市(旧竜王町・敷島町に限る。)、中央市、昭和町に住んでいるなどの条件があります。詳しくは、お問い合わせください。	

◆ 問い合わせ 甲府地区消防本部人事課 ☎222-11249

平成24年度

自衛官等募集案内

募集種目	資格	受付期間	待遇・その他
パイロットを目指す	航空学生(海上・航空)	8月1日～9月7日	入隊後約6年で3等海・空尉
看護師を目指す	看護学生(男・女)	9月3日～10月1日	修学年限3年 看護師免許取得後2等陸曹
第一線で活躍	陸・海・空自衛官候補生(任期制)男子	大学生・社会人現在～8月24日 高校生 8月1日～9月7日	所要の教育を経て3カ月後に2等陸・海・空士に任用 陸上(技術系を除く)は1年9カ月、海上・航空は2年9カ月を1任期として任用以降2年を1任期
	陸・海・空自衛官候補生(任期制)女子		
部隊の即戦力	陸・海・空一般曹候補生	8月1日～9月7日	入隊後2年9カ月経過以降選考により3等陸・海・空曹
指揮官を目指す	防衛大学校学生	推薦	高卒(見込み含)21歳未満の方 ※学校長の推薦等が必要
		総合選抜	高卒(見込み含)21歳未満の方
		一般(前期) 一般(後期)	
医師を目指す	防衛医科大学校学生	9月3日～10月1日	修学年限4年 卒業後1年で3等陸・海・空尉
中学卒業後の進路	高等工科大学校生徒(男子)	推薦	中卒(見込み含)17才未満の方 ※学校長の推薦等が必要
		一般	中卒(見込み含)17才未満の方

◆ 問い合わせ
自衛隊 南アルプス募集センター
南アルプス市桃園6-1-12 ☎283-5150
自衛隊山梨地方協力本部 募集課
甲府市丸の内1丁目1番18号甲府合同庁舎2階 ☎253-11591



平成24年度

警察官採用試験案内

次のとおり、平成24年度山梨県警察官採用試験を実施します。

◆ 募集職種・人員

○ 警察官A(平成25年4月採用)
採用予定人員 男性13名程度
女性2名程度

○ 警察官B(平成25年4月採用)
採用予定人員 男性13名程度
女性2名程度

◆ 受付期間
7月23日(月)から8月17日(金)まで
(やまなしくらしねっと
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/yamanashi/>
での電子申請は8月10日(金)まで)

○ 試験日
第1次試験 9月16日(日)

◆ 問い合わせ・採用試験案内請求先

山梨県警察本部警務課人事担当
☎055-1233512121
(内線2632/2634)
☎0120-13141874
(採用専用フリーダイヤル)
山梨県人事委員会事務局
☎055-122311821
山梨県下各警察署・交番・駐在所
県警察ホームページ
<http://www.pref.yamanashi.jp/police>

情報公開・個人情報保護 開示件数を報告します

情報公開制度は、「昭和町情報公開条例」に基づき、町が保有する行政情報を町民の皆様からの請求に応じて公開する制度です。また、個人情報保護制度は、「昭和町個人情報保護条例」に基づき、町が保有する個人情報に関する情報の適正・安全管理に努める制度で、本人からの請求に応じて個人に関する情報を開示しています。

平成23年度中の、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況は、次のとおりです。

○ 情報公開条例に基づく開示件数
町長部局……………全部開示2件
非開示1件(不存在)

○ 個人情報保護条例に基づく開示請求
町長部局……………全部開示4件

情報公開・個人情報保護 審査会委員を紹介いたします

町では、次の3名の方を「昭和町情報公開・個人情報保護審査会委員」として委嘱しました。任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間です。よろしくお願いたします。

- 風間 辰男(河東中島区)
- 鷹野 高子(飯 喰 区)
- 吉澤 宏治(弁護士委員)(順不同・敬称略)

◆ 問い合わせ

総務課 政策秘書係 ☎275-8153

相談です

- ▶ 町長と語らいのとき
日時:7月4日(水) 午後1時30分~4時
場所:町長室
*あらかじめ総務課までご連絡ください
(☎275-8153)
- ▶ 消費生活無料相談
日時:7月13日(金) 午前10時~正午
場所:中央公民館2階
*直接会場へおこしください
問い合わせは企画財政課まで
(☎275-8154)
- ▶ 行政相談
日時:7月18日(水) 午後1時~3時
場所:中央公民館2階
*直接会場へおこしください
問い合わせは企画財政課まで
(☎275-8154)
- ▶ 教育相談
日時:祝日を除く月・火・木の
午前9時~午後4時
場所:中央公民館2階
*直接会場へおこしください
問い合わせは町青少年育成カウ
ンセラーまで(☎275-6951)

- ▶ 心配ごと相談
・生活福祉資金相談
日時:7月11日・25日
(毎月第2・4水曜日)
午後1時30分~3時30分
場所:社会福祉協議会
*あらかじめ町社会福祉協議会まで
ご連絡ください
(☎275-0640)

- ▶ 結婚相談
日時:7月28日
(毎月第4土曜日)
午後1時30分~4時
場所:総合会館2階
*直接会場へおこしください
問い合わせは町結婚相談所まで
(☎275-1881)

お知らせ

- ▶ ボカシつくり会
日時:7月20日(金) 午後1時~
場所:総合会館裏
*問い合わせは環境経済課まで
(☎275-8355)

ご意見

- ▶ 町へのご意見箱(ホームページ)
<http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/koe.php>
ご意見やご要望、日ごろ町政についてお気付きの事を町のホームページからお寄せください

じどうかん 「チャレンジランキング大会」

児童館及び児童センターでは、子どもたちが企画運営する夏休み恒例のイベント「チャレンジランキング大会」を開催します。「ピー玉さらうつし」や「サイコロ」など楽しいコーナーがたくさんあります。みんな、新記録目指してチャレンジしに来てください。
また、大会をお手伝いしてくれるスタッフを募集しています。ご応募お待ちしています。

○チャレンジランキング大会

日時 7月27日(金)

午後1時~3時30分

場所 総合会館 軽運動室

※事前申し込みは不要です

対象 町内在住の小学生



○大会スタッフ募集

日時 7月27日(金)

午前9時~午後4時

対象 小学5年生~高校生

締切 7月20日(金)

申し込み 児童館または児童センター



問い合わせ

押原児童館(☎275-6462)・西条児童館(☎275-9616)
常永児童館(☎275-0358)・児童センター(☎233-1152)

全国人権擁護委員連合会会長表彰 受賞



花形 正善氏 (西条一区)

5月17日(木)、昭和町人権擁護委員として活躍されている花形正善氏(西条一区)が、全国人権擁護委員連合会から表彰されました。
花形氏は、人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献されるとともに、昭和町と中央市エリアの人権擁護委員の代表も務めるなど、長年にわたり人権擁護活動へ尽力されています。今後もますますのご活躍が期待されます。

なお、人権擁護委員は、親族間の問題、名誉、信用、差別、配偶者からの暴力、ストーカー、児童虐待、セクシュアルハラスメント、児童・生徒のいじめ等、人権に関する問題の解決にあたっています。相談は無料で、秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

人権相談問い合わせ

企画財政課 行政係 (☎275-8154)

町勢要覧が できました



町では、平成24年3月に町勢要覧として、「昭和町要覧2011 nagomi」を作成しました。町勢要覧は、町内外の方に、町の概要や魅力を紹介するため、5年毎に作成しています。今回の「昭和町要覧2011」では、昭和町の町名から「和(和み)」と、「つながり」をコンセプトに編集しています。
昭和町は、昨年、町となってから40年を迎えました。40年前には6千人足らずだった人口も、今では1万8千人近くになり、風景も環境も大きく様変わりしています。そして、昭和町は、町民の9割の方が住み良いと感じ、9割の方が住み続けたいと思う魅力ある町となり、今も人口が増え続けています。
この住みよい町を子どもたちへつなげ、未来へつなげていく。人と人がつながり、笑顔になり、夢が広がる昭和町。人と人とが和む町。町勢要覧では、そんなコンセプトで昭和町を紹介しています。



なお、町勢要覧は、役場企画財政課で配布しています。是非、手に取ってご覧ください。

問い合わせ

企画財政課 企画情報係 (☎275-8154)

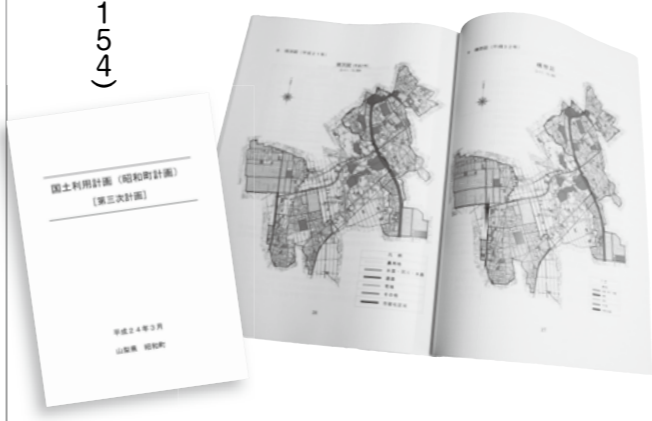
国土利用計画(昭和町第3次計画)を 策定しました

町では、「国土利用計画(昭和町第3次計画)」を策定しました。
この計画は、限られた資源である国土(町の土地)の利用を考える上で最も基本となる計画です。国土利用計画では、社会環境が変化し価値観の多様化する中、市街地整備・農用地の保全・良好な生活環境の確保・自然環境への配慮等、様々な土地利用のあり方について示しています。

計画本文は、町ホームページ内「生活便利帳」項目の「まちづくり」ページ (<http://www.town.showa.yamanashi.jp/guide/bentri.php?id=260>) にご覧いただけます。
なお、計画は、平成32年を目標年次としています。

問い合わせ

企画財政課 企画情報係 (☎275-8154)



男女共同参画基 本計画に関する アンケート調査

町では、「男女共同参画基本計画」の策定にあたり、次のとおりアンケート調査を実施します。
アンケート調査が届いた場合には、ご協力をお願いします。

- 対象 無作為抽出による20歳以上の男女1000人
- 期間 7月初旬実施予定
- 方法 郵送による



問い合わせ

企画財政課 企画情報係 (☎275-8154)